

野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）

2 意見の募集期間

令和6年10月16日（水曜日）から令和6年11月14日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	2人	11件
②提出方法	直接持参	1人 7件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 4件
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
野田市景観計画（案）			
1	「野田市景観条例（案）の概要」別表の表外に「届出が必要のない行為であっても景観計画に規定する基準等に適合するよう計画することになります」とあるが、これは、「景観計画区域内（すなわち野田市全域）では、届出が必要のない行為であっても基準等に適合するように努力する必要がある（努力義務）」ということか？	お見込みのとおり努力義務となります。	修正無し
2	景観形成基準の色彩について、「色彩、素材は周辺環境との調和を図るよう努める」と努力義務としている一方で、その具体的な色相や彩度については、その基準範囲内にすることは義務なのか、それとも努力義務と解釈するのか？	色相や彩度については、具体的な基準を示していますので、「色彩、素材は周辺環境との調和を図る。」に修正いたします。	修正有り

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
3	色彩について、カタログでの色彩（塗料発注時）と施工後の色彩では一致しないと思いますが、景観形成基準の判断においては、どちらで判断すればよいのか？	カタログの色彩で判断することになります。	修正無し
4	景観計画の区域について、初めから市全域を指定するのではなく、野田市らしさを具体的に示すような地域や区画を選定して、景観を守っていくとした方が理解を得られるのではないかと。	景観という概念は、市内のどこにおいても重要なものであると捉え、市全域としています。	修正無し
5	東武アーバンパークラインは名称ではなく、路線愛称です。訂正をお願いします。	計画書では、「東武野田線」の名称を使用しており、当該箇所は東武アーバンパークラインの愛称を説明した内容であることから、原案のとおりといたします。	修正無し
6	サイクリングロードという言い方は道路法上適切ではありません。道路法第48条の13第2項により自転車歩行者専用道路とされています。	堤防天端を利用したサイクリングロードには、道路法の自転車歩行者専用道路以外の箇所もあることから、原案のとおりといたします。	修正無し
野田市景観条例（案）			
7	「本市における良好な景観の形成」はとても抽象的なので具体的に盛り込むべきである。	景観条例は、景観法及び景観計画に基づく手続等を規定しております。 本市における良好な景観の形成は、景観計画の基本方針等に記載していますので、原案のとおりといたします。	修正無し
8	本条例に基本理念が記載されていない。記載すべきである。	基本理念は、景観計画の目的等に記載していますので、原案のとおりといたします。	修正無し
9	野田市景観計画（案）においては記載があるが、他市条例に盛り込まれている市の責務、市民の責務、事業者の責務の記載がない。記載すべきである。	市、市民、事業者の責務は、景観計画に市民・事業者・市の役割を記載していますので、原案のとおりといたします。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
10	野田市景観計画（案）に記載のある景観計画の区域を条例に盛り込むべきである。	景観法では、景観計画区域は景観計画に定める事項と規定されていることから、原案のとおりといたします。	修正無し
11	野田市都市計画審議会において、市長は学識経験者等の意見を聴くことができるとありますが、野田市における都市景観の形成を審議するため、都市景観審議会又は景観アドバイザーを置くべきである。	景観法に、景観計画を定めるときは、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されていることから、原案のとおりといたします。 なお、景観審議会については、今後、必要に応じ設置の検討をしてまいります。	修正無し